平成30年11月8日

「予定外作業および作業内容の変更等発生時のルール」について

「予定外作業および作業内容の変更等発生時のルール」を定め、平成30年12月1日から運用することになりました。

ついては、“予定外作業等が発生した場合は、作業を一旦中断し、所定の手続きを経たうえで作業を再開する”ことを、貴社および関係会社の関係者に周知し徹底くださいますようお願いいたします。

記

[・予定外作業および作業内容の変更等発生時のルール](http://www2.okumuragumi.co.jp/kyoryokukai-shitei/4_yoteigaisagyo_rule20181101.pdf)

[・「作業計画書・作業手順書等の充実及び順守」実施要領](http://www2.okumuragumi.co.jp/kyoryokukai-shitei/3_sagyokeikaku_sagyotejun_jissiyoryo.pdf)

[（・参考：平成30年度 安全衛生管理計画書 平成30年11月8日改定）](http://www2.okumuragumi.co.jp/kyoryokukai-shitei/5_30nendoannzenneiseikannri_zensya.pdf)

以上